

うんえいほうしん
3 運営方針

- (1) 乙訓若竹苑は、利用者の意思び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- (2) 乙訓若竹苑は、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町および指定障害福祉サービス事業を行う者、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。
- (3) 乙訓若竹苑は、関係法令等を遵守し事業を実施します。

じぎょうび じぎょうじっしじかん
4 事業日および事業実施時間

じ ぎょう び か ょう び ど ょう び こ く み ん し ゅ く じ つ が つ に ち が つ に ち
事業日 火曜日から土曜日（国民の祝日、12月29日～1月3日までのぞ除きます）

じ ぎょう じ っ し じ かん ご ぜん じ ご じ じ
事業実施時間 午前9時から午後4時まで

きゅうえん び
5 休苑日

が つ に ち が つ に ち ね ん ま つ ね ん し き かん き ゅう え ん
12月29日から1月3日までの年末年始の期間は休苑します。

ひ つ ょう ひ つ ょう え り ゅう き ゅう え ん し え ん じ かん
※必要があり、かつやむを得ない理由があるときは、休苑もしくは支援時間をへんこう変更することがあります。

り ょう て い い ん
6 利用定員

に ち り ょう て い い ん に ん
1日の利用定員は15人とします。

り ょう き かん り ょう かい ず う
7 利用期間および利用回数

ち い き せい かつ し え ん じ ぎ ょう じ ゅ き ゅう し や し ょう き さい し き ゅう け っ て い き かん し き ゅう り ょう とう も と
地域生活支援事業受給者証に記載された、支給決定の期間、支給量等に基づき、サービスの提供します。

て い き ょう じ ゅう ょう へ ん こ う ば あ い じ ゅう ょう じ こ う せ つ め い し ょう せ つ め い
なお、提供するサービスに重要な変更がない場合、重要事項説明書による説明を省略し、地域生活支援事業受給者証の提示をもって利用を継続するものとします。

つ う し ょ ほう ほう
8 通所方法

じ り き つ う し ょ こん なん り ょう し や た い し や り ょう そ う げ い お こ な
自力通所が困難な利用者に対して、車両による送迎を行います。

9 職員体制

つぎ 以下の職員を配置しています。

- ・ 施設長 1名（兼務）
- ・ 事務職員 1名（兼務）
- ・ 支援員 3名以上

※ 支援員は日中一時支援事業と兼務

10 支援内容

(1) 基本事業

- ア) 創作的活動および文化的活動
- イ) 生活訓練
- ウ) 社会との交流の機会の提供
- エ) スポーツ・レクリエーション

(2) 食事の提供（土曜日を除く）

(3) 生活相談

(4) 送迎

(5) 健康管理

以下の健康管理を実施します。希望される方は、担当職員までご相談ください。

- ア) 健康相談（看護師/月1回）
- イ) 保健衛生講話（嘱託医/年2回）
- ウ) 歯科検診（派遣歯科医師/年1回）
- エ) 口腔ケア（歯科衛生士/不定期）

(6) その他日常生活に必要な援助

11 費用およびその額

- ・ 乙訓若竹苑が提供したサービスに対し、利用料（以下「利用者負担額」という）をお支払いください。利用者負担額は、利用者本人の所得に応じて市町が定める負担上限月額範囲内となります。
- ・ 利用者負担額を除く費用は、市町からサービスに係る費用（以下「サービス

費用」という)として給付されます。

- ・乙訓若竹苑がサービス費用を市町に請求(法定代理受領)しますが、乙訓若竹苑が市町から法定代理受領する金額については、「利用者負担額請求書兼地域生活支援給付費市町請求額通知書」をご覧ください。
- ・利用者負担上限額見込みの方で、上限額を超えた場合、関係市町に償還払いの手続きを行ってください。(手続きには、乙訓若竹苑が交付する領収書が必要です)
- ・食費は、1食につき610円となります。食事提供体制加算対象者は1食280円となります。給食を注文していて、当日10:00までにキャンセルのご連絡がなかった場合は原則610円となります。
- ・その他、乙訓若竹苑における活動において、利用者等が負担することが適当と認められるものについては、実費をいただきます。

1.2 利用者負担額のお支払い方法

- ・利用者負担額は1か月毎に計算し請求します。原則として、ゆうちょ銀行口座からの自動引き落としでお願いしています。
- ・利用開始時に「自動払込利用申込書」を提出していただきます。引き落とし日は毎月25日です。引き落としできなかった場合は、月の末日の引き落としとなります。25日、末日が土日祝日の場合は次の平日の引き落としとなります。

1.3 給食サービスについて

- ・利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
- ・落ち着いて食事が摂れるように配慮します。
- ・食事時間は正午から午後1時までです。
- ・給食委員会を定期的に開催します。

1.4 サービス提供時における乙訓若竹苑の義務

- ・中毒、その他の疾病、傷害等の事故が発生した場合、速やかにご家族へ連絡を行うとともに、京都済生会病院等への緊急搬送措置等を講じます。

- ・非常災害に対する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるために法定の防災訓練、その他必要な訓練を行います。

1.5 利用者の情報管理

職員は、業務上知り得た利用者の個人情報については、正当な理由無く第三者に伝達しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続し遵守します。なお、他の関連諸機関に利用者の情報を提供する際は、あらかじめ利用者（またはご家族）に同意を得るものとします。

1.6 傷害見舞金制度について（利用者本人の怪我等の場合）

活動中の思いがけない事故に備えて、お見舞い金として福祉施設対象の任意保険「まごころワイド（利用者傷害見舞金補償制度）」に加入しています。年間掛金240円をご負担いただきます。

ただし、これは事故（若竹苑内でのご自分で転倒などで怪我をされた場合等）にかかる医療費等を補償するものではありませんので、その点にご留意のうえ、各自で医療保険等に加入することを検討してください。

1.7 損害賠償について

利用者は、故意または過失により他の利用者、乙訓若竹苑の職員および来訪者、乙訓若竹苑の設備・器具等に対して人的・物的損害を生じさせた場合に、生じた損害について賠償する責任を負っていただくことがあります。

1.8 賠償責任保険について（利用者が他者に怪我を負わせたり、物を壊してしまった場合）

乙訓若竹苑は施設賠償責任保険に加入しておりますが、これは利用者が故意または過失により、施設の設備・器具等や第三者の財物に損害を与えた場合に補償されるものではありません。このような場合に備えて、各自で個人賠償責任保険にご加入ください。

なお、保険についてご不明な点がありましたら職員にご相談ください。

19 利用にあたっての留意事項

- ・無断外出、飲酒、火遊び等危険行為、暴力行為、物隠し等嫌がらせ行為は禁止します。
- ・交際は互いの人格を尊重し、マナーを守って下さい。
- ・お金や貴重品は、各自の責任で管理して下さい。原則として苑ではお預かりいたしません。
- ・利用者同士の金銭および物品の貸し借り等は禁止いたします。
- ・故意または過失により器物を壊した場合は、同等品の返却もしくは相当額を請求することがあります。

20 乙訓若竹苑からの契約解除

- (1) 以下につき、職員会議等を経た適切な制止や注意等の支援を重ねても従ってもらえない場合、やむを得ず契約解除することがあります。
- ア) 他の利用者または職員以外の者に対し、他害行為を行った場合。
- イ) 職員に対して複数回にわたる他害行為を行い、当該他害行為が常態化した場合。
- ウ) 他の利用者または乙訓若竹苑の設備・器具等に対し破損行為を行い、かつ当該破損行為が常態化した場合。
- エ) 窃盗等の触法行為を行い、かつ当該触法行為が常態化した場合。
- オ) 無断外出行為を行い、かつ当該無断外出行為が常態化した場合。
- カ) 人に危害を加えたり物件を損傷するおそれのある危険物(カミソリ・はさみ・ライター等)を持ち込み、それらを用いて他の利用者・職員または職員以外の者もしくは乙訓若竹苑の設備・器具等に対して損害を生じさせた場合。
- キ) 上記の「19 利用にあたっての留意事項」において、著しく集団生活の秩序を乱す行為があった場合。

- (2) 以下のような状況になった場合、やむを得ず契約を解除することがあります。

- ア) 理由なく欠席が長期にわたり、乙訓若竹苑を利用する意思がないものと見なされる場合。

イ) 心身の状態が変化し、乙訓若竹苑が提供するサービスの内容に適合し
なくなつた場合。

2 1 虐待防止のための措置

本事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止に
関する責任者の選定及び設置、従業者に対する虐待防止研修の実施、虐待
防止委員会の設置、身体拘束等の適正化のための指針の整備、苦情解決体制
の整備、成年後見制度の利用促進などの措置を講じています。

2 2 苦情解決体制について

【本事業所の苦情窓口】

- ・ 苦情解決責任者 上田 佳子（施設長）
- ・ 苦情受付担当者 桑原 学（係長）
- ・ 苦情受付時間 毎週火曜日から土曜日の午前9時～午後5時
- ・ 電話番号 075-954-6501
- ・ FAX番号 075-954-6588
- ・ メールアドレス otsufukuwakatakeen@lake.ocn.ne.jp

※ご意見箱を事業所の入り口に設置しています。

【第三者委員】

- ・ 職 氏 名 弁護士 舟木 浩
- ・ 電話番号 075-241-2244（つくし法律事務所）

* 本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関または京都府社会
福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

【京都府社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会】

- ・ 所 在 地 〒604-0874
京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375
京都府総合社会福祉会館（ハートピア京都）5階

- 電話番号 075-252-2152
- FAX番号 075-212-2450
- 受付時間 午前8時45分から午後5時まで

【向日市障がい者支援課】

- 所在地 〒617-8772 向日市寺戸町小佃5番地の1
向日市役所 東向日別館
- 電話番号 075-931-1111 (代)

【長岡京市障がい福祉課】

- 所在地 〒617-8501 長岡京市開田一丁目1番1号
- 電話番号 075-951-2121 (代)

【大山崎町福祉課】

- 所在地 〒618-8501 乙訓郡大山崎町円明寺夏目3
- 電話番号 075-956-2101 (代)

おとくにわかたけえん ち いきかつどうし えん じぎょう ていきよう かいし さい じゅうよう
乙訓若竹苑は、地域活動支援センター事業のサービスの提供の開始に際し、「重要
じこうせつめいしょ もと じゅうようじこう せつめい おこな
事項説明書」に基づき、重要事項の説明を行いました。

おとくにわかたけえん ち いきかつどうかかり
乙訓若竹苑 地域活動係
し めい
氏 名

⑩

わたし じようき もの じゅうようじこう せつめい う おとくにわかたけえん ち いきかつどうし えん
私は、上記の者から重要事項の説明を受け、乙訓若竹苑での地域活動支援センタ
じぎょう りよう どうい
一事業のサービス利用に同意します。

りようしや
<利用者>
じゅう しょ
住 所

し めい
氏 名

⑩

だいにんにん たちあいにんとう つづきから
<代理人または立会人等> (続柄)
じゅう しょ
住 所

し めい
氏 名

⑩

ねん がつ にち
年 月 日